

平野区保健福祉センター百歳体操推進業務

会計年度任用職員（保健師または看護師）募集要項

平野区保健福祉センターで勤務する百歳体操推進業務会計年度任用職員（保健師または看護師）の任用試験を次のとおり行います。

1 業務内容

平野区保健福祉センターにおいて、きらめき講座における企画運営調整、百歳体操グループにおける体操指導・健康講座等を実施し、事業効果評価を行うほか、高齢者等に関するデータ集計と資料作成業務を行う。具体業務は次のとおり。

1. きらめき講座における企画運営調整
2. 百歳体操グループにおける体操指導、健康講座、健康相談、体力測定
3. 百歳体操等介護予防や保健事業に関する事業効果評価
4. 高齢者等に関するデータ集計と資料作成

2 任用資格

次の（1）～（4）の要件をすべて満たす者

- （1）高齢者保健に関する専門知識を有し、概ね2年以上の勤務経験のある保健師または看護師
- （2）地域において、一般高齢者及び認知症高齢者に対し、健康づくりまたは介護予防に関する保健指導の実務経験を1年以上有する者
- （3）パソコンの基本操作（Word、Excel等）を用いた文書作成やデータ整理ができ、事業評価や研究活動等に携わった経験がある者
- （4）地方公務員法第十六条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第十六条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用予定人員

1名

4 任用期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※ただし、本市が認める場合に限り、任用期間を延長する場合があります。

（2回まで最長3年）

5 選考方法

（1）論文試験（試験時間 45分）

（2）口述試験（試験時間 20分程度）

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年3月23日（月曜日） 午後1時50分集合

場 所：平野区役所内 会議室

※詳細については、別途通知します。

7 申込方法

次の書類等を送付、または持参してください。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）平野区保健福祉センター百歳体操推進業務会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 「受験結果」送付用の定型封筒（長形 3 号） 1 通

※送付を希望する宛先を記載の上、110 円切手を貼付してください。

(4) 保健師または看護師免許証（写） 1 通

8 受験申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和 8 年 3 月 18 日（水曜日）まで（締切日必着）

※送付の場合は『**百歳体操推進業務採用申込書 在中**』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

(2) 提出先

〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

平野区役所保健福祉課（地域保健）32 番窓口 電話 06-4302-9882

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。
また、料金不足の場合は、受け付けません。

9 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）までの午前 9 時から午後 4 時の間に電話により通知いたします。

なお、令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）午後 4 時 30 分になっても電話がない場合は担当までご連絡ください。

また、受験票等の送付は行いませんので、**試験当日は必ず本人確認書類をご持参ください。**

10 合否の通知

試験結果については受験者本人あてに通知します。

なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

1.1 勤務条件等

(1) 勤務地

平野区役所 保健福祉課 (平野区役所 3階)

(2) 勤務日数

週 3 日 (22.5 時間)

(3) 勤務時間

午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分、もしくは午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分
(休憩時間 45 分含む)

(4) 休日

土曜日・日曜日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替えます。

(5) 休暇

年次有給休暇等 (勤務時間、休日、休暇に関する規則に基づき付与されます。)

(6) 報酬等

報酬 (月額)

月額 154,280 円～181,424 円

期末勤勉手当

最大 4.65 か月/年 (初年度は 12 月に勤務実績等に応じた支給月数分を支給)

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

(7) 通勤手当

支給あり (ただし、限度額あり)

(8) 社会保険等

共済組合、厚生年金、雇用保険

1.2 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 可否に関する電話等での問い合わせには応じられません。

(3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

(4) 試験当日は、受付時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。

(5) 本案件は令和 8 年度の予算発効をもって有効とします。

1.3 問い合わせ先

平野区役所保健福祉課 (地域保健)

〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

担当 椿

電話 06-4302-9882

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと